

## 認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化

(1)地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするもの。

(2)認可地縁団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とし、申請不動産に関し、申請をすることについて総会で議決したことを証する書類を加えるもの。

(令和3年9月1日付 総務省通知「地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」抜粋)